

2020 年 5 月 11 日

各 位

一般社団法人日本音楽療法学会
 理事長 藤本禮子
 事務局長 二俣泉

緊急事態宣言に伴う一部業務の休止と遅延について

4月7日(水)、安倍内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。これまでも、当学会では、事務局職員の勤務体制にテレワークを導入するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から対応を講じてきましたが、今回の緊急事態宣言を受けて、一層、これを強化させていただくこととなりました。

また、緊急事態宣言により、当学会事務局ならびに協力会社についても勤務体制を変更せざるを得ない状況であることから、以下の一部の業務について、対応の休止、または遅延を見込んでいます。

皆様には、引き続き大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

記

休止業務※	入会手続き 退会手続き 会員登録情報の変更 お取り寄せ資料の発送 求人情報掲載依頼の受付 新規投稿論文の受付 電話、FAX でのお問い合わせ
発送の遅れが 予想される業務	入会完了通知 (3月26日～4月9日まで受付分) 2019年度資格更新者への認定証、及び資格登録証明書 2020年度資格更新対象者への規則書 2020年度分年会費払い込み用紙
発行と発送の遅れが予想 される業務	2019年度音楽療法士(補)資格証明書 2019年度末退会者への退会手続き完了はがき 2019年度研修・講習会資格未取得の方への受講証 学会ニュース 39号 学会誌 20巻1号

※休止期間 2020年5月6日までを予定。但し、情勢により延長の可能性あり。

以上

5月6日までを期限に全国に出されていた緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが発表された現状を踏まえ、上記について適用期間の延長をいたします（期限は未定）。ご不便、ご迷惑をおかけしますがご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

事務局職員は引き続きテレワークを行います、会員の皆様には問い合わせの窓口がなく大変なご不便をおかけしておりますが、現在、問い合わせをメールで受け付けることが出来るようシステムを構築しておりますので今しばらくお待ちください。

(5月11日更新)